

## 特許庁委託事業

# インドネシアにおける特許法等法令の 解説文の法的効果に関する調査報告書

2019年3月

日本貿易振興機構（JETRO）

シンガポール事務所 知的財産部

# インドネシアにおける特許法等法令の解説文の法的効果に関する調査

## 第1 はじめに

インドネシアでは、特許に関する法律 2016 年第 13 号 (Law Number 13 of 2016 on Patents) (以下「特許法」という。)をはじめとした法律や政令等 (以下「法令等」という。)に“PENJELASAN”<sup>1</sup>と呼ばれる解説文 (以下「解説文」という。)が添付されていることがある。解説文には添付された法令等の条文の解釈や補足説明等が記載されており、条文を解釈する際に非常に有益なものである。その一方で、解説文の法的根拠や法的効果等を考察した日本語文献は限られており、日本企業にとっては解説文の法的根拠や法的拘束力の有無等が不明瞭であった。

かかる事情に鑑み、日本企業のインドネシアにおける事業活動、特に知的財産権関連活動を支援するため、インドネシアの特許法をはじめとした法令等の解説文の法的根拠及び法的効果を明らかにすることを目的として、インドネシアにおける特許法等の法令の解説文の法的効果に関する調査 (以下「本調査」という。)を実施することとした。

なお、本報告書は、インドネシア現地法律事務所による調査結果を踏まえた上で作成されたものであり、専門家としての法的助言は含まれていない点に留意されたい。

## 第2 解説文の例

始めに、解説文の一例として特許法の解説文の一部を紹介する。なお、解説文は、添付されている法令等の目的や意義に関する「一般解説文」と個別の条項に関する「逐条解説文」に分かれていることが通常であり、特許法の解説文も同様の構成となっている。

### 1. 一般解説文

特許法は、特許に関する法律 2001 年第 14 号 (Law Number 14 of 2001 on Patents) (以下「旧特許法」という。)を改正する法律であるところ、特許法の一般解説文は同改正の目的について、以下のとおり規定する。

- ① 知的財産権分野において政府が最良のサービスを提供するため、国家の役割を最適化する。
- ② 国際原則に反することなく、インドネシアの利益を図る。

---

<sup>1</sup> インドネシア語。英語では“Elucidation”。

- ③ 技術力の強化を具体化するため、技術分野における国家の発明を後押しすることによって、国内経済の戦略的分野を活性化し、これにより経済的自立の実現を図る。
- ④ 現実的な法的現実主義による体系的なアプローチを通じて、国家の特許の基礎を構築する。

また、特許法の一般解説文では、旧特許法改正の緊急性についても、以下のとおり規定している。

- ① 電子的方法による出願が可能である特許登録の仕組みに関連した知的財産行政の自動化システムとの適合化。
- ② 政府による特許利用に関する条項の改善。
- ③ 並行輸入及びボローア条項該当事案における刑事上及び民事上の免責措置。
- ④ 既に特許の保護期限が切れパブリックドメインとなった第二用途及び第二医薬用途の発明が認められないこと。
- ⑤ 公務関係において発明者となる国家公務員研究者への、特許権の商業化による報酬。
- ⑥ 教育機関又は調査機関で公表される新規性及び進歩性の認められる発明に関する条項の改善。
- ⑦ 特許権が流動担保の対象となりうること。
- ⑧ 出願した特許が付与された後及び既に付与された特許が取り消された後における、明細書、特許請求の範囲又は図面に対する出願の補正を審理する特許審判委員会の権限の追加。
- ⑨ 寄付により特許が移転することができること。
- ⑩ 大臣による専門家（審査官）の選任及び解任に関する規定。
- ⑪ 特許年金の納付に関する猶予期間の仕組み。
- ⑫ 出願の方式審査と実体審査における不可抗力に関する規定。
- ⑬ 強制実施権に関連する輸出入の規定。
- ⑭ 刑事訴追に至る前の調停の仕組み。
- ⑮ 保護期限が満了した特許をロイヤルティの支払義務や法的要求を受けずに最適に活用するための国内産業に対する広範な利用機会の提供。
- ⑯ 風土病のような性質を有する病気の治療に必要な医薬品であって、インドネシアで特許付与され、又はかかる医薬品がインドネシアで製造可能である場合、発展途上国又は後発発展途上国の要請に基づき、これら諸国に輸出するための強制実施権の付与。反対に、インドネシアで特許付与された医薬品であって未だインドネシア国内で

製造できないが風土病の治療に必要な医薬品をインドネシアに輸入するための強制実施権の付与。

## 2. 個別の条項に関する逐条解説文

### (1) 特許法第3条第2項

#### 本文の条項

「第2条(b)に定める簡易特許は、新規の発明であって、既存の物又は方法の発展であり、且つ産業上利用できる発明に対して与えられる。」

#### 解説文

「簡易特許は、単に技術の性質を異にする物ではなく、器具、物品、機械、成分、配合、化合物又はシステムを含む形状、形体、構造又は部品により、従前の発明よりも便利な機能／用途を有する物の発明に対して与えられる。また、簡易特許は、新規のプロセス又は方法の発明に対しても与えられる。」

### (2) 特許法第4条(f)

#### 本文の条項

「発明には以下の発見を含まない。

1. 既存の及び／又は既知の製品の新規用法及び／又は
2. 既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」

#### 解説文

- (1) 「既存の及び／又は既知の製品」とは、装置、物品、機械、成分、配合、方法、使用法、化合物又はシステムであって、特許で保護されているもののみならず、既にパブリックドメインとなっているものも含む。
- (2) 「有意な」とは、一般的に医薬品の分野で用いられ、関連する化合物の化学構造の違いをいう。例えば、抗生剤の発明、即ちペニシリン型、アンピシリン（制酸薬）型及びアモキシシル（抗生物質）型。違いの一つとして、アンピシリンにおける水素基及びアモキシシルにおける水酸基であって、アモキシシルはアンピシリンと比較して広く且つより高い安定性を有する抗菌スペクトルと共に細菌撲滅の効能を生み出し、その結果、アモキシシルはアンピシリンと比較して有意な効能が認められるといえる。」

(3) 特許法第7条第1項

本文の条項

「発明は、当該発明が技術分野における一定の専門技術を有する者にとって、事前に予想できなかつた場合に進歩性を有する。」

解説文

「事前に予想できなかつた（非自明性）」とは、例えば、歯ブラシの特許出願において歯ブラシの先端部分が取り外せ、髭剃り用の刃を取り付けることで髭剃りとして機能を与えられた場合をいう。この発明は当該分野の専門的技術を有する者により予測できなかつたといえる。」

(4) 特許法第19条第1項(a)

本文の条項

「特許権者は、自己の所有する特許を実施し、その承諾なしに他者に対して次に掲げる行為を行うことを禁止する排他的権利を有する。

- (a) 物の特許の場合：特許を付与された製品を製造、使用、販売、輸入、賃貸、配送又は販売、賃貸又は配送のために供給すること。」

解説文

「物」とは、器具、機械、成分、配合、プロダクト・バイ・プロセス、システム等をいう。例えば、筆記具、消しゴム、薬の成分及びインク。」

(5) 特許法第126条第1項乃至第3項

本文の条項

- 「(1) 第1回目の年金は、特許証の日から起算して6か月以内に納付しなければならない。
- (2) 第1項における特許及び簡易特許の年金は、出願日から起算した初年度の年金から特許付与の年までとその翌年分の年金を合わせて納付しなければならない。
- (3) 以降の年金は、次の保護期間の出願相当日の1か月前までに次年度分を納付しなければならない。」

解説文

- 「(1) 特許証の日とは、特許の付与された日をいう。
- 例えば、年金の計算では、2010年4月1日に出願され、2013年

1月5日に特許が付与されたとする。特許権者に課される最初の年金納付は2013年7月4日迄になさなければならない。

- (2) 最初に納付されなければならない年金の額は以下の通りである。

年	期間	年金
I	2010年4月1日～2011年3月31日	A
II	2011年4月1日～2012年3月31日	B
III	2012年4月1日～2013年3月31日	C
IV	2013年4月1日～2014年3月31日	D
V	2014年4月1日～2015年3月31日	E
VI	2015年4月1日～2016年3月31日	F

2013年1月5日は第III期2012年4月～2013年3月31日に含まれる。最初の年金の納付法は、初年度の年金は、出願日から特許の付与日迄、更に（特許付与日から）1年分の年金が加えられる。従って初年度の年金の額は、(A)+(B)+(C)+(D)の合計であり、2013年7月4日までに納付する。

- (3) 二回目以降の年金（第V年）は、次の保護期間が始まる1か月前の出願日と同日までに、次年度分を支払わなければならない。例の場合、二回目の年金(E)は2014年3月2日までに納付されなければならない。」

### 第3 解説文の法的根拠と作成に関する規制

#### 1. 解説文の法的根拠

次に、インドネシアにおいて解説文に法的根拠が存在するかについて検討する。インドネシア語の“PENJELASAN”という用語は「ある事柄を明確にするための説明文」という意味を有し、1945年インドネシア憲法（1945 Indonesian Constitution）第22A条を受けて2011年8月12日に施行された「法律及び規則の制定に関する法律2011年第12号」(Law Number 12 of 2011 on Formation of Laws and Regulation)（以下「**法律2011年第12号**」という。）<sup>2</sup>により、解説文は、法令等の本文の規範に関する制定者の公式解釈として機能する法令の一部を構成する文書であると規定されている（法律2011年第12号添付書類II第176条（別紙参照））。また、同法の添付書類IIでは、法令等は、その名称、前文、本文、末文、**解説文（必要な場合）**及び添付書類（必

---

<sup>2</sup> <http://kelembagaan.ristekdikti.go.id/wp-content/uploads/2016/08/UU-12-Tahun-2011.pdf>

要な場合) から構成されると定められている (法律 2011 年第 12 号添付書類 II 第 1 条 (別紙参照))。

以上から、解説文は、法律 2011 年第 12 号がその法的根拠であり、インドネシア法上、法令等の一部として法的に位置付けられているものといえる。

## 2. 解説文作成の要否

このように解説文は法令等の一部として位置づけられているものであるが、必ずしも全ての法令等に添付されているものではない。この点、法律 2011 年第 12 号は、インドネシアにおける法令等の種類と序列につき、以下の順で序列を形成すると規定している (法律 2011 年第 12 号第 7 条 (別紙参照))。

- ① 1945 年インドネシア憲法
- ② 国民協議会の制定法
- ③ 法律又は法律に代わる政令
- ④ 政令
- ⑤ 大統領令
- ⑥ 州地方令
- ⑦ 県地方令・市地方令

そして、法律 2011 年第 12 号添付書類 II によれば、上記の法令等のうち法律、州地方令及び県地方令・市地方令については、常に解説文の作成が必要であると規定している一方で、法律よりも下位の法令 (州地方令及び県地方令・市地方令を除く。) については、解説文は必要に応じ作成されるものとされている (法律 2011 年第 12 号添付書類 II 第 174 条及び第 175 条 (別紙参照))。また、解説文の文案は、法令等の法案と同時に作成されなければならないと規定されている (法律 2011 年第 12 号添付書類 II 第 174 条及び第 179 条 (別紙参照))。

そのため、特許法の場合、法律上、特許法の法案と同時に解説文の作成が義務付けられており、特許法の解説文は法律に従って特許法案制定者によって作成されたものといえる。

## 3. 解説文の役割と制限

また、解説文で規定することのできる内容については一定の制限が課されている。

法律 2011 年第 12 号添付書類 II によれば、解説文は、法令等の本文における特定の規範に関する法令制定主体の公式な解釈を提供するものであり、規

範の単語、フレーズ、文章、専門用語及び外国語の用語に関する解説のみを提供するものとされている（法律 2011 年第 12 号添付書類 II 第 176 条）。また、解説文は、法令等の本文中の規範を明確にするための機能を有し、当該規範に不明確さを生じさせるものであってはならないとされている（法律 2011 年第 12 号添付書類 II 第 176 条）。

更に、法令等の解説文には、以下の制限が課されている（法律 2011 年第 12 号添付書類 II 第 177 条、第 178 条、第 180 条乃至第 190 条（別紙参照））。

- ① 解説文は、法令制定の更なる法的根拠として利用されてはならない。
- ② 解説文には、規範を含む内容を記載してはならない。
- ③ 解説文は、法令等の条文を変更する内容を含んではならない。
- ④ 解説文の表題は、当該法令等の表題と同一でなければならない。
- ⑤ 解説文は、一般解説及び逐条解説から成る。一般解説は、当該法令等の制定の背景・目的並びに当該法令等の本文の原則、目的及び基本的な内容に関する体系的な説明を含むものでなければならない。
- ⑥ 一般解説の一部にはアラビア数字を用いた番号が振られなければならない（但し、番号を振ることにより明確となる場合に限る。）。
- ⑦ 一般解説が他の法令等又は書面に言及する場合、出典（ソース）に関する情報も記載されなければならない。
- ⑧ 逐条解説の内容は、以下の点を踏まえなければならない。
  - (a) 当該法令等の本文中の基本的な内容に抵触してはならない。
  - (b) 当該法令等の本文中の規範の意味を拡大若しくは縮小し、又は別の意味を与えるものであってはならない。
  - (c) 当該法令等の本文の基本的な内容を反復してはならない。
  - (d) 当該法令等の一般条項に規定された単語、専門用語、フレーズ又は定義語に関する説明を反復してはならない。
  - (e) 委任に関する内容を提供してはならない。
- ⑨ 定義語を定める条文については解説を作成してはならない。
- ⑩ 解説が不要な条文又は条項については「十分に明確である。」と記載されなければならない。
- ⑪ 複数の項・号から成る条文に解説が必要な場合、各項・各号につき解説が付されなければならない。

## 第4 解説文の法的拘束力

以上のとおり、解説文の法的根拠は法律 2011 年第 12 号であるが、同法にはその法的拘束力の有無については明確には規定されていない。そこで、解説文の法的拘束力の有無を検討するため、インドネシアにおける解説文に関する裁判例及び政府機関の公式見解について考察する。

### 1. 解説文に関する裁判例

インドネシアでは解説文に言及している裁判例が複数存在しており、そのうち、解説文に法的拘束力があることを示唆している重要な裁判例を紹介する。

- (1) 解説文が法律の一部であることを認め、解説文について法律と同様に司法審査の対象となると判断した裁判例

事件番号：	005/PUU-III/2005
裁判所：	憲法裁判所
申立人：	インドネシア国籍を有する個人ら
事案：	申立人は、憲法裁判所に対して、2004 年法律第 32 号第 51 条第 1 項の解説文が申立人の政治的権利に不利益を与えるととして、当該解説文について司法審査の申立てを行った。 憲法裁判所は、本事案の検討に先立ち、同裁判所が法律の解説文について司法審査を行う権限を有しているかにつき検討を行い、解説文が法律の不可分な一部であることを理由として、解説文について司法審査を行う権限を有していると判断した。
考察：	憲法裁判所が、解説文が法律の不可分な一部であることを認めており、法律と同様に法的拘束力を有していることを示唆している。

- (2) 解説文が法的拘束力を有していることを前提に司法審査を行った裁判例①

事件番号：	34/PUU-VIII/2010
裁判所：	憲法裁判所

申立人：	個人らと複数のたばこ農家協会
事案：	<p>申立人は、憲法裁判所に対して、健康に関する法律 2009 年第 36 号第 114 条第 1 項及びその解説文について司法審査の申立てを行った。</p> <p>同法第 114 条は、「たばこを製造又はインドネシア領内に輸入する者は、健康に関する警告を記載しなければならない。」と定めており、同条の解説文は「健康に関する警告とは、明白であって読みやすいものを意味し、写真又はその他の形式を併せて掲載することができる。」と定めているところ、申立人は、憲法裁判所に対して、同条文とその解説文は法的拘束力を持たない旨を宣言するよう求めた。</p> <p>これに対し、憲法裁判所は、原告の申立てを認めなかったものの、当該解説文における「ことができる」との文言は、同条文の規範を狭めるものであるとして、解説文の同文言に法的拘束力はないことを宣言することにより、当該解説文の修正を行った。</p>
考察：	憲法裁判所は解説文が法的拘束力を有することを前提に、解説文は法律の本文中の規範を狭めることはできないと判示しており、解説文が法的拘束力を有していることを示唆している。

(3) 解説文が法的拘束力を有していることを前提に司法審査を行った裁判例②

事件番号：	15/PUU-XII/2014
裁判所：	憲法裁判所
申立人：	PT Minerina Cipta Guna 及び PT Bangun Bumi Bersatu
事案：	<p>申立人は、憲法裁判所に対して、仲裁及び ADR に関する法律 1999 年第 30 号（以下「仲裁法」という。）第 70 条の解説文について司法審査の申立てを行った。</p> <p>仲裁法第 70 条は、「仲裁判断が以下の要素を含むとみなされる場合には、当事者らは、仲裁判断の取消しを求めて申立てを行うことができる。」と規定する。しかし、</p>

	<p>同条の解説文では、申立書に記載されている仲裁判断の取消事由は裁判所の判決書により立証されなければならないと定めている。</p> <p>申立人は、かかる解説文は新たな規範を定立し、又は秘密裡に法律を改正するものであるため法的な不確実性を生じさせるものであると主張した。</p> <p>憲法裁判所は申立人の申立てを認め、仲裁法第 70 条の解説文は法的拘束力を有しないと宣言した。</p>
考 察：	<p>憲法裁判所は解説文が法的拘束力を有することを前提に、解説文は新たな規範を定立し、又は秘密裡に改正を行ってはならないと判示しており、解説文が法的拘束力を有していることを示唆している。</p>

## 2. 特許法の解説文に関する裁判例

以上が解説文の法的拘束力に関する重要な裁判例であるが、以下特許法の解説文に関連する裁判例も紹介する。

### (1) 特許法の解説文に基づく主張を認めた裁判例①

事件番号：	075 PK/Pdt.Sus/2009
裁 判 所：	最高裁判所
原 告：	PT. Niko Elektronik Indonesia
被 告：	Edijanto 氏
事 案：	<p>ディスペンサーの販売業者である原告が、被告名義で登録されているディスペンサー製品の簡易特許の登録を抹消するよう、中央ジャカルタ商務裁判所に訴えを提起した。</p> <p>原告は、被告名義で登録されている簡易特許は新規性の要件を満たしていないと主張した。かかる主張は、特許法の「新規性要件」の解説文に基づく主張であった。</p> <p>中央ジャカルタ商務裁判所は原告の主張を認め、被告の簡易特許の登録を抹消した。被告は、最高裁判所へ上訴したものの、最高裁判所は中央ジャカルタ商務裁判所の判断を肯定した。</p>

考 察：	中央ジャカルタ商務裁判所は裁判手続における主張において、特許法の解説文を法的根拠として利用することを認めており、特許法の解説文に法的拘束力があることを示している。
------	---

(2) 特許法の解説文に基づく主張を認めた裁判例②

事件番号：	143 K/Pdt.Sus-HaKI/2012
裁 判 所：	最高裁判所
原 告：	PT Citra Sentul Raya
被 告：	PT Toilon Indonesia 及びインドネシア法務人権省
事 案：	原告は、被告名義で登録されている断熱製品の特許が新規性の要件を欠いているとして、当該特許の登録を抹消するよう中央ジャカルタ商務裁判所に訴えを提起した。原告は、特許法の解説文にある新規性に関する説明に言及し、主張を展開した。 中央ジャカルタ商務裁判所が原告の主張を認めなかったため、原告が最高裁判所に上訴したところ、最高裁判所は、中央ジャカルタ商務裁判所の判断を取消し、原告の主張を認めた。
考 察：	最高裁判所は特許法の解説文を法的根拠として利用することを認めており、特許法の解説文に法的拘束力があることを示している。

(3) 特許法の解説文に基づく主張を認めた裁判例③

事件番号：	295 K/Pdt.Sus-HaKI/2013
裁 判 所：	最高裁判所
原 告：	Djaka Agustina 氏
被 告：	Tan Suryanto Jaya 氏
事 案：	原告は、被告名義で登録されている簡易特許が新規性の要件を欠いているとして、当該簡易特許の登録を抹消するよう中央ジャカルタ商務裁判所に訴えを提起した。

	<p>原告は、特許法及びその解説文を根拠に、当該簡易特許に関する製品の発明者として、当該発明について専属的な権利を有しており、被告に対して本件訴訟を提起することができることを主張した。</p> <p>中央ジャカルタ商務裁判所が原告の主張を認めなかったため、原告が最高裁判所に上訴したところ、最高裁判所は、中央ジャカルタ商務裁判所の判断を取消し、原告の主張を認めた。</p>
考 察：	<p>最高裁判所は特許法の解説文を法的根拠として利用することを認めており、特許法の解説文に法的拘束力があることを示している。</p>

### 3. 解説文に関する政府機関の公式見解

現地弁護士によれば、インドネシアにおいて、解説文の法的拘束力に関する大統領、国会、省庁その他政府機関による公式見解は確認できないとのことであった。

### 4. 解説文の法的拘束力

以上のとおり、解説文が法的拘束力を有することを前提とした憲法裁判所の裁判例が複数あり、かつ、特許法の解説文を根拠とした主張を認めた裁判例も複数あることに鑑みれば、特許法をはじめとした法令等の解説文は、上記第3章第3項に記載した制限の範囲内にある限りにおいて、法的拘束力を有するものと考えられる。

## 第5 本調査結果の分析・まとめ

以上が、本調査結果の詳細である。

解説文の法的根拠及び法的拘束力に関する日本語文献は限られているものの、インドネシアの法律（具体的には法律 2011 年第 12 号）及び裁判例によれば、特許法をはじめとした法令等の解説文に法的根拠が認められ、かつ、法的拘束力を有することは比較的明確になっているといえよう。

以 上

法律 2011 年第 12 号

**第 7 条**

- (1) 法令の種類と序列は以下から構成される。
  - a. 1945 年インドネシア憲法
  - b. 国民協議会の制定法
  - c. 法律又は法律に代わる政令
  - d. 政令
  - e. 大統領令
  - f. 州地方令
  - g. 県地方令・市地方令
- (2) 法律の権限は、第 1 項に規定された序列に従う。

法律 2011 年第 12 号添付書類 II

**第 1 条**

法令は以下から構成される。

- a. 名称
- b. 前文
- c. 本文
- d. 末文
- e. 解説文（必要な場合）
- f. 添付書類（必要な場合）

**第 174 条**

全ての法律、州地方令及び県地方令・市地方には、解説文が与えられなければならない。

**第 175 条**

法律よりも下位の法令（州地方令及び県地方令・市地方を除く。）には、必要と認められる場合に、解説文を与えることができる。

**第 176 条**

解説文は、対象となる法令の公式見解として機能し、当該法令の本文の規範を構成する。そのため、解説文は、規範の単語、フレーズ、文章、専門用語及び外国語の

用語に関する例示を伴った解説のみを提供する。解説文は、法令の本文の規範を明確にする機能を有し、当該規範に不確かさを生じさせるものであってはならない。

#### **第 177 条**

解説文は、法令制定の更なる法的根拠としてはならず、規範を含む内容を記載してはならない。

#### **第 178 条**

解説文には、法令の条文を変更する内容を含んではならない。

#### **第 179 条**

解説文の文案は、法令の法案の作成と同時に作成されなければならない。

#### **第 180 条**

解説文の表題は、対象となる法令の表題と同一でなければならない。当該表題の前に大文字で解説文と記載されなければならない。

#### **第 181 条**

法令の解説文は、一般解説と個別の条項に関する逐条解説から成る。

#### **第 182 条**

一般解説と逐条解説の詳細は、ローマ数字及び大文字で開始される。

#### **第 183 条**

一般解説は、対象となる法令の制定の背景、趣旨及び目的並びに当該法令の本文の原則、目的及び基本的な内容に関する体系的な説明を含むものでなければならない。

#### **第 184 条**

一般解説の一部には、明確になる場合には、アラビア数字を用いた番号が振られなければならない。

#### **第 185 条**

一般解説が他の法令や書面に言及する場合には、出典に関する情報も記載されなければならない。

## 第 186 条

逐条解説は、以下の点を踏まえなければならない。

- a. 法令の本文中の基本的な規範に抵触してはならない。
- b. 法令の本文中の規範を拡大若しくは縮小し、又は別の意味を与えてはならない。
- c. 法令の本文の基本的な内容を反復してはならない。
- d. 法令の一般条項に規定された単語、専門用語、フレーズ又は定義語に関する説明を反復してはならない。
- e. 委任に関する内容を含んではならない。

## 第 187 条

用語又は単語の概念又は定義に関する条項については、解説を提供してはならない。

## 第 188 条

解説が不要な条文又は条項については「十分に明確である。」(最初の文字は大文字で、かつ、最後にピリオッド)と記載されなければならない。解説を要しない複数の一連の条文がある場合であっても、個別の条項に関する解説は提供されない。

## 第 189 条

解説が不要な複数の項又は号を含む条文の場合、当該条文には、各項・号の詳細を記載することなく、「十分に明確である。」と記載されなければならない。

## 第 190 条

説明が必要な一つ又は複数の項又は号を含む条文の場合、各項・各号につき解説が付されなければならない。

以 上

特許庁委託事業

インドネシアにおける特許法等法令の解説文の法的効果に関する調査報告書

発行

JETRO

日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部

協力



**TMI Associates (Singapore) LLP**

168 Robinson Road  
#11-01 Capital Tower  
Singapore 068912

TEL: +65-6831-5670

FAX: +65-6831-5671

Registered No.: T12LL1655F

2019 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、2018 年度に日本貿易振興機構シンガポール事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright(C) 2019 JPO/JETRO. All rights reserved.